

令和7年第4回定例会 総務市民委員会 報告（要点筆記）

議案第80号 組織機構改革に伴う関係条例の整備について [所管分]

質 疑

○委 員

先般の勉強会等で説明を受けてきたが、これは理事者側が提案してきた案であり、この委員会では、所管部の事務分掌条例の改正について議決するだけなのか。

○理事者

所管部の事務分掌条例の改正についての議決をしていただくのみである。

○委 員

今回の組織機構図では、防災まちづくり推進課から改称された危機管理課は危機管理部にひもづく形となっている。地域防災計画では、災害発生時の整備体制の決定及び配備指令の伝達を見ると、現状では市長、副市長、総務部長と総務部の防災まちづくり推進課長が連携して関係部長に配備指令を伝達することになっている。今後は、経営企画部長と危機管理課長が連携をとっていくのか、それとも危機管理部長及び危機管理課長が市長と副市長と連携を図っていく形になるのか、地域防災計画の整合性について伺う。

○理事者

災害対策本部の設置については、所管である危機管理部の部長と課長がその体制を作り上げていくことになる。現在は総務部長が筆頭部長であり、市長、副市長の下で災害対策本部をまとめ上げていく形となっているが、来年度からは、危機管理部長が市長、副市長と一緒にまとめ上げ、それとは別に組織の筆頭部となる経営企画部以下所管の部長がそれぞれの役割で災害対応に当たっていくようなイメージとなる。

○委 員

災害対策本部について、詳細は決まっているのか。

○理事者

まだ決まっていないが、今後早急に決定し、議員全員に説明を行いたい。

○委 員

危機管理部の配置場所について伺う。

○理事者

新しい組織の配置等についても協議が進んでおり、危機管理部については新年度より消防本部に配置予定である。

○委 員

防災だけなら消防本部に入るのも理解できるが、防災まちづくりについては、まちづくりを含めていろいろな分野があるため、本庁舎の中にあるのが効率的だと思うが見解を伺う。

○理事者

配置については、内部の組織機構改革検討委員会の中でも、協議と説明を行ってきた。前市長は、防災まちづくり推進課だからまちづくり担当のある本庁舎に設置したいという思いがあり、市長部局に配置した経緯がある。今回は、災害に特化した災害に強いまちづくりをするという意味で、消防本部とのより一層の連携強化が必要であるため、あえてまちづくりを外して、危機管理課と改称したところもある。

○委 員

この時期になぜ機構改革を行うのか。

○理事者

大きな組織改革となるため、市民の皆様にも早く周知できるようこのタイミングとなつた。

○委 員

副市長がいない中、機構改革を行う理由について伺う。

○理事者

6月に市長が所信表明を行い、市長の思いを来年度より本格的に始動していく中での組織機構である。副市長が不在の間、部課長はしっかりと支えていかなければいけないと思っている。

○委 員

職員は組織機構改革について理解しているのか。部署の変更や仕事量の変化などで戸惑いながら職員が業務を行うことは市民のためになるのか伺う。

○理事者

今回、承認していただければ、人事異動も伴つてくる。業務に混乱が生じないよう、職員にもしっかりと業務を確認しながら進めていくことは必須だと考えている。

議案第81号 四国中央市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の制定について

質 疑

○委 員

職務権限の特例を定めた意図について伺う。

○理事者

教育委員会の権限については、例えば公民館の管理運営は、これまで教育委員会が全て行っていたが、それを市長部局が行うことになる。文化事業やスポーツ事業も教育委員会所管であったが、それらも市長部局で行うようにするものである。例えば文化事業は、まちおこしの一環として「まちおこし課」へ移管される。

○委 員

職務権限をあえて変更した理由を伺う。

○理事者

教育委員会の評価軸と市長部局による評価軸を同一にして、一番効果があったものは何であるのかを検証することができるようになるので、財政的にも非常に効率的になると思われる。

○理事者

市長は日頃よりコミュニティを強くしたいと言っており、コミュニティの中心になるのは、地域内の自治会や自主防災組織等である。いろいろな団体があるが、その拠点は公民館であると思われる。今回、市長部局に「まちおこし課」という課を作り、その中に「コミュニティ再生室」を置き、公民館に関する事を所管事務とし、地域の網をより強固なものにしていくという狙いが今回の組織機構改革の中の大きなところである。

教育委員会の中でも、公民館は生涯学習課で十分機能しているが、社会教育の中ではどうしてもとらわれていることもある。移管することにより防災や福祉との連携を強固

なものにできるのではないかというのが狙いである。

議案第83号 四国中央市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例及び四国中央市議会議長等の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

質 疑

な し

議案第88号 四国中央市火災予防条例の一部を改正する条例について

質 疑

○委 員

今回の条例改正により、一般家庭でのたき火はすべて禁止となっているのか。

○理事者

一般家庭におけるたき火、野焼きについては禁止である。軽微なたき火、例えば一斗缶程度の量のたき火は例外である。

農業の稻わらや、漁業を行った際網についての海産物も今までどおり焼却していただいて構わない。しかし、火災に関する警報が発令された場合は禁止となる。

○委 員

火の使用的制限に従う基準について詳細を伺う。

○理事者

一斗缶程度の量のたき火は例外であるが、火災に関する注意報が発令されている場合、火の使用については制限され、努力義務となる。警報が発令された場合は、義務となる。

四国中央市火災予防条例第45条に基づき、火災と紛らわしい誤解を受けるような場合には、消防署に届け書を提出していただく必要がある。これは火災でないことを消防が判断するためのものであり、たき火、野焼きを許可するものではない。

○委 員

林野火災警報の発令基準について詳細を伺う。

○理事者

雨が降らない日が続き、乾燥注意報が発表されるなど、林野火災の予防上注意を要する気象条件になった場合、林野火災注意報が発令され、指定された区域内で火の使用的制限が努力義務となる。さらに強風注意報が加わり、林野火災の予防上危険を要する状況になった場合には、林野火災警報が発令され、指定された区域内では火の使用的制限が義務となる。

○委 員

判断が難しい場合はどこに相談すればいいのか。

○理事者

判断が難しい場合は、予防課に問い合わせていただきたい。

○委 員

「消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる」となっているが、火災に関する警報が発令された場合、どのように市民へ周知するのか伺う。

○理事者

発令基準の公表については、市広報紙1月号、ホームページ及び公式LINEでの掲載や告示により市民の方に周知する。また、火災に関する注意報や警報の発令時には、林野火災注意報が発令されると公式LINEへの掲載や、消防車両による巡回警戒、指導、広報を行うことになる。

気象状況がさらに悪化し林野火災警報が発令された場合、林野火災注意報の広報活動に加え、9時から19時の間で防災有線告知システムにより市内全域に放送を行う。また、発令が継続している間はこのような広報活動を毎日実施することとなっている。

○委 員

注意報や警報が発令された場合、市民全員に周知できるのか。

○理事者

例えばPM2.5が発令された場合、危険があるため、防災有線告知システムを利用して市民に注意を呼びかけている。市の公式LINEでも情報発信を行っており、多くの方に周知できると思う。

○委 員

火災に関する警報発令中に違反した場合、罰則を伴うとなっているが、ホームページや防災有線告知システムでの警報発令に気づかない人へは、どのような対応となるのか。

○理事者

市の公式LINEには、約2万人が登録している。以前は車両での広報が有効であったが、住宅等の気密化が進み、室内にいると聞こえない場合がある。逆にうるさいと言われることもあるが、今後も積極的に広報活動をして対応したい

議案第89号 令和7年度四国中央市一般会計補正予算（第6号）[所管分]

質 疑

○委 員

新型コロナワクチン接種助成金返還金について、令和6年度における申請時の新型コロナワクチンの接種回数を伺う。

○理事者

令和6年度の申請時の接種見込み回数は1万5,853回を予測していたが、実績については、3,438回の接種回数であった。

議案第90号 令和7年度四国中央市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

質 疑

な し

議案第94号 令和7年度四国中央市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）

質 疑

○委 員

システム改修委託料について、業者へ委託することで高額な支出となっているが、市独自での対応はできないのか伺う。

○理事者

今回の補正予算に上げる大きな予算については、その業者でないとできない改修内容

になっている。

○理事者

昔は自治体独自でホストコンピューターを設置し、システム開発を行っていたが、最近では国が進めているガバメントクラウドの利用が推奨されているため、改修費が発生し、改修を行わないとシステムが稼働できない状況となる。

市独自でのシステム開発は困難であり、当該改修費は必要な経費である。

○委 員

子ども・子育て支援事業費補助金についてどのような内容なのか詳細を伺う。

○理事者

子ども・子育て支援事業費補助金は、システム改修のための経費で、国民健康保険分、後期高齢者医療保険分について同額をベンダーに支払う経費であり、子ども・子育て支援金については、令和8年4月からの導入になるため、1月頃に議員全員に説明の場を設けたいと思っている。

子ども・子育て支援金の概要としては、社会保険、国民健康保険、後期高齢者等のすべての保険者が、被保険者に賦課する納付負担金である。国民健康保険に加入の方の場合、1人当たり300円ほど毎月かけていくようになり、1年で、約3,000円賦課をかけていく。社会保険に加入している方の場合、おそらく1人当たり月500円程度の負担金が求められるのではないかと思う。現在、本市では国民保険に加入されている方は約1万2,000人おり、3,100万円ほど県から納付金の請求があり、それに対する保険料率も決まっている。

それに対して、今回、国民健康保険システムの改修が行われるものである。令和8年4月から支援金分を全国民が負担していくこととなるが、18歳以下については、負担を求めず、18歳以上が負担することとなっている。

議案第96号 公の施設の指定管理者の指定について

質 疑

○委 員

四国中央市ケーブルネットワークについて、株式会社四国中央テレビのほかに対応できる業者はいないのか。

○理事者

株式会社四国中央テレビは第3セクターとしてケーブルテレビの運営をしており、第3セクターエリアと自治体エリアは同一料金、同一サービスを市民の皆さんに市内全域で提供しており、ほかの事業者がそこに参入してくるというのは少し厳しいと思われる。

また、設備についても、同じような設備を投資し、運営していくことは、現実的には難しいと思われる。

**7年陳情第3号 「所得税法第56条の見直しを求める意見書」の採択を求める陳情書
意見等**

○委 員

総務市民委員会のメンバーも3人変更になり、審議不十分であると思われるため、継続審査を希望する。

○委 員

社会情勢も厳しい状況の中にあって、個人事業主から銀行借入の話を聞くこともある。昨今の社会状況を鑑み、思い的には趣旨採択としたい。

主要事業 「母子保健事業」（妊産婦・乳幼児健診タクシーカーポン事業）

質 疑

○委 員

タクシーカーポン券の交付における経過措置対象者について詳細を伺う。

○理事者

この事業を開始したのが6月であるため、6月以前に妊娠届や出生届の提出を済ませている方が対象となっている。対象者には個別の郵送により案内し、必要な方にはタクシーカーポン券を交付している。

○委 員

予算については、見込みどおりの予算額であったか。

○理事者

昨年度の視察先である新潟県燕市では利用率が4.9%であったため、本市の場合は利用率の約5%での予算計上をしていた。まだはっきり実績はわからないが、今のところ妊産婦さんでいうと、約11%の利用率である。人数的には少ないと思うが、割合的には予想していたよりも、少し多い状況である。

主要事業 「土居分団詰所整備事業」

質 疑

○委 員

駐車場については、いろいろな消防関係や地域の人とも話をして南側の土地の購入ができないのか前回も提案をさせてもらった。市長協議をした結果、その必要はなしと決定したと聞いた。

土居文化会館の南側の駐車場から緊急時に詰所に参集するには、必ず国道を渡らないといけないが、交通量も多く危険な場所である。緊急時の参集経路について交通ルールの遵守を徹底しておかなければ大事故になることが予想されるため苦言を呈しておく。

○委 員

女性の消防団員も広がりを見せており、平面図を見ると女子更衣室と女子トイレが見当たらない。今回のこの建物の中には、女性消防団員への配慮はされてないのか。また、現在、土居分団には女性消防団員がいるのか伺う。

○理事者

現在、土居分団に女性団員は在籍していない。ただ今回の設計については、女性用のトイレ、更衣室を設ける予定としている。

○委 員

土居分団詰所の完成予定はいつ頃になるか伺う。

○理事者

完成時期については、今のところ令和9年2月末を予定している。